



## 通勤手当の随時確認の内容は適切ですか？

各所属で通勤手当の随時確認が実施されていることと思いますが、確認が不十分であったため、通勤手当を多く支給している事例がありました。

高速道路利用に係る通勤手当は、要件を満たした上で、「その利用に係る料金を負担することを常例としている場合」に認められ、認定区間を常例として利用していることが必要ですが、自己都合などで常例として利用していなかったため、支給の要件を満たさない月が生じたことにより、手当を返納することとなったものです。

高速道路利用に係る通勤手当が支給されている職員がいる場合、通勤手当の随時確認の際に、その利用実態についての確認が必要です。

具体的には、

- ① 認定されている利用区間と一致しているか。
  - ② 認定された区間を認定どおり利用しているか。（常例として利用しているか。）
  - ③ 使用している自家用車に変更はないか。（普通車と軽自動車では料金が異なります。）
- について確認することとなります。

今一度、通勤手当の随時確認について内容を確認してみてください。



## 私用車使用届出簿を提出して出張していますか？



私用車を公務上で使用する場合は、私用車の公務上使用禁止の例外として私用車の公務上使用を承認する必要がありますが、私用車使用届出簿の提出を受けずに旅行命令を行っている例がありました。

通勤経路であっても、出張で私用車を公務上使用する場合は届出及び承認手続が必要ですので、忘れずに手続をしてください。

また、車検証や運転免許証の写しなどの関係書類の添付、更新も確認してください。

## 備品管理一覧表と現物の確認をしていますか？

「監査だより」で何回か掲載しているところですが、昨年度の監査においても、「備品管理一覧表の未整理」が散見されます。

6月には備品管理一覧表が出力されています。備品管理一覧表と現物との確認を必ず行いましょう。

<次の点もチェック>

- 供用の手続きは済みですか。
- 備品管理一覧表の点数と現物の点数が一致していますか。
- 寄贈されたものはありますか。備品登録されていますか。
- 故障や陳腐化により、使用できないままに長期保管しているものはありますか。



物品担当職員と実際に物品を使用する職員との連携が不可欠です。

☆ 平成29年度行政監査(特定テーマ)の実施について ☆



監査委員は、財務に関する監査のほか、特定のテーマを設定し、その行政事務の執行について監査する“行政監査”を実施しています。

平成29年度は、県行政と密接に関連することも多い各種公益法人について、県による指導監督が適切に行われているか等を検証し、法人運営の適正性を確保することにより、県行政の推進に資することを目的として、「県の所管に属する公益法人の指導監督体制について」をテーマに実施する予定です。

今後、実施の詳細を決定した上で、関係機関に対し行政監査調書の作成等を依頼することとしておりますので、その際は、御対応をよろしくお願いいたします。